

公益法人の皆様へ
 顧問税理士は
 いらつしやいますか？
 公益法人会計基準への準拠は
 対応お済みでしょうか？
 税務的あるいは
 会計的な疑問点を
 お持ちでしょうか？
 いずみ会計事務所では、
 公益法人の皆様への
 税務及び会計について、
 全面的にサポートさせて
 いただきます。

いずみ会計では、 公益法人向けに 税理士業務サービスを行つて おります。

公益法人の皆様におかれましては、
 会計基準の変更にあわせて新法の対応もあり、
 多忙な日々を送られていることと思います。
 このような疑問はお持ちではないでしょうか。
 新しい会計基準に変更をしていくには？
 今までの経理業務とどう変更していけばいいのか？
 税務的な手続きは、今のままでいいのか？
 いずみ会計の公益法人向け顧問業務、
 税務相談をご活用ください！

税務顧問全般/単発の税務相談/
 単発の経理業務相談/税務申告の内容確認/
 税務署への手続き代行

■いずみ会計事務所のお客様体験談

■新しい公益法人制度の運営をスムーズに！

平成20年12月から公益法人制度改革関連3法が施行されました。

この新法に準じて、公益法人会計基準も変更が行われています。今後、新制度における公益法人として管理体制を進める上で、最新会計基準対応は必須の課題と言えます。

いずみ会計では、新しい公益法人制度へのスムーズな運営に向けて、お手伝いしています。

■公益法人会計への対応、新設公益法人設立もサポート！

「一般財団法人設立から公益認定までを準備する中で不明点も多く、いずみ会計事務所より具体的な会計や税務の指導をいただきましたので、大変助かりました。公益法人会計も、最初は慣れないことが多くて、一つ一つの細かいことを御相談できるのが心強い限りでした。これからも公益認定を受けた後が、財団として本格的な活動になっていきますので、大事なことは確認をしながら、公益活動に取り組みたいと思います。今後ともよろしくお願いします」(公益財団法人H様)

「任意団体として公益的な活動を行ってまいりましたが、今回の公益法人制度改革に伴って、新たに公益法人として活動をすることを決めました。公益法人申請のために必要な準備やクリアすべき課題を示していただき、新制度のもとで速やかに申請できるような準備を進めることができましたのも、いずみ会計の親切で的確なアドバイスがあったからです。引き続き、ご指導ください。」(一般社団法人R様)

いずみ会計事務所へのお問い合わせはこちら

 **いずみ会計事務所(浦田泉税理士事務所)** 税理士・内部監査士 浦田 泉

TEL 03-5210-2511 10:00~17:00 (土日・祝日除く)

Eメール(24時間受付)にてお気軽にお問い合わせください。

 info@izumi-kaikei.com

〒102-0084 東京都千代田区二番町1-2 番町ハイム737号室 FAX03-5210-2513 BlogURL <http://ameblo.jp/izumikaikei/>

ホームページからもお問合せ・お申込を受け付けております



[公益法人会計.com](http://koueki-kaikei.com)

検索 

<http://koueki-kaikei.com/>